

潮流を読む

活発化する地域銀行の 統合による再編

地域銀行（地域金融機関〔注1〕）の中の地方銀行と第二地方銀行）の統合による再編が活発化している。それを間接的に後押ししているのが、金融庁により2025年12月19日に公表された「地域金融力強化プラン」〔注2〕だ。「地域金融力」を十分発揮できる経営基盤強化を主な目的とした地域金融機関向けの政策パッケージである。「地域金融力」とは、「有望なプロジェクトへの資金供給にとどまらず、幅広い金融仲介機能を発揮しながら、地域経済に貢献する力」とされている。ただし、「地域金融力の担い手」としての地域銀行は、その役割を十分に発揮できるための経営基盤強化を進めていく必要がある。そうでなければ「地域金融力の担い手」としての役割は果たせないこととなる。地域の急速な少子高齢化による人口減少とともに地域銀行などの顧客基盤＝事業基盤が縮小していく中で、「十分な経営体力・収益基盤」を確保し、将来にわたって役割を果たしていくことが必須となる。顧客基盤縮小に加えて、地域銀行の大小に関係なく、金融サービスを安定的に提供するためのコストは増大している。この背景には、地政学リスクの顕在化などによる経済・市場の想定外の変動に対応するリスク管理の強化、急速に高次元化するサイバー攻撃やマネー・ロンダリングへの対応などの非常に高度なシステムへの継続的な設備投資、高度な専門人材確保などが考えられる。これらを踏まえると、地域銀行が単独で「地域金融力の担い手」になれるのかとの懸念がこれまで以上に高まっており、地域銀行の統合による再編が活発化していると言えよう。

「地域金融力強化プラン」の一環として、すでに26年4月24日には、改正金融機能強化法〔注3〕が国会で成立し、経営基盤強化のための地域銀行の統合の動きを後押しする政策が拡充されている。この法律により、資本参加制度（＝地域金融機関などに対し、国（預金保険機構）が公的資金による資本参加を行う制度）と資金交付制度（＝合併・経営統合などを実施する地域金融機関などに対し、国（預金保険機構）が追加的な初期コストの一部について資金交付を行う制度）の期限延長・拡充などが実施される。両制度とも申請期限は26年3月までであったが、前者は『「当分の間」に設定』（以下断り書きがない限り、引用部分（「」部分）の出所は「金融庁『金融機能の強化のための特別措置に関する法律等の一部を改正する法律案 説明資料』（26年2月）」）し、後者は『「31年3月末」まで延長』した。前者は、恒久化が視野に入っている可能性があるが、その一方、「資本参加先の適切な経営管理などの確保のための規定を整備」することに加え、「資本参加先に対するモニタリングを強化（経営管理態勢や法令等遵守態勢などの検証の適時適切な実施など）」し、いわゆる

「アメとムチ」の制度となっている。後者の期限は、地域銀行やその親会社の合併などについて「相乗効果が期待できる独占禁止法の特例法〔注4〕が30年11月までに廃止予定」であることから、それに合わせて期限が設定された。容認される地域銀行の統合の方法として「市場での株式取得による子会社化を交付対象に追加」し、さらに「経営統合後の一定期間内の申請を容認」している。さらに、地域経済の活性化に向けた取り組みを前提に、統合・合併などを伴わない中小の地域金融機関などによるシステム共同化を支援する枠組みを整備した。申請期限は、設計・開発期間などを考慮し、「36年3月末」までとしている。

「地域金融力強化プラン」では、顧客基盤の縮小＝預金減少により、「中長期的に経営の選択肢が狭まる可能性がある」とされている。すでに、23年12月以降では、個人預金量が減少している地域金融機関の数が、増加している地域金融機関の数を上回っている。さらに、地域金融機関の規模（預金量など）と経費率（経費÷業務粗利益（事業会社の売り上げに相当））の間には負の相関関係があり、地域金融機関の経営状況は二極化している。前述したように、金融サービスを提供するコスト負担がますます増えていくことを前提とすれば、経費率を低下させることができない地域銀行が地域金融力の担い手になることは難しいと言えよう。これらを踏まえると、統合による地域銀行再編は今後も続くことになると言えるのではないかな。

（5月20日執筆）

〔注1〕 特定地域を主要な営業基盤とする金融機関であり、地方銀行、第二地方銀行、信用金庫、信用組合、農業協同組合、漁業協同組合、労働金庫などを含む。

〔注2〕 金融庁「地域金融力強化プラン」2025年12月19日 <https://www.fsa.go.jp/news/r7/20251219/20251219.html>

〔注3〕 「金融機能の強化のための特別措置に関する法律等の一部を改正する法律」は国会で成立し、2026年5月7日に公布された。今後3カ月以内に全面施行される予定である。

〔注4〕 独禁法特例法は2020年11月27日に施行され、2030年11月27日までに廃止される時限立法。内閣総理大臣の認可を受けて行う地域銀行（地方銀行、第二地方銀行、埼玉りそな銀行を指す）やその親会社の合併などに対して、一定の場合に独禁法を適用しないという特例を定めた法律である。これにより、貸出市場のシェアが合併などの後に一定水準を超えて大きくなると予想される地域銀行でも、従来よりも容易に合併などを行うことが可能になる。

株式会社大和総研 金融調査部 主席研究員
うちの はやなり
内野 逸勢



静岡県出身。1990年慶応義塾大学法学部卒業。大和総研入社。企業調査部、経営コンサルティング部、大蔵省財政金融研究所（1998～2000年）出向などを経て現職（金融調査部 主席研究員）。専門は金融・資本市場、金融機関経営、地域経済、グローバルガバナンスなど。主な著書・論文に『地銀の次世代ビジネスモデル』2020年5月、共著（主著）、『FinTechと金融の未来～10年後に価値のある金融ビジネスとは何か？～』2018年4月、共著（主著）、『JAL再生 高収益企業への転換』日本経済新聞出版、2013年1月、共著。「第3次袋井市総合計画」審議会委員。IASB CAG（国際監査・保証基準審議会 諮問・助言グループ）委員（2005～2014年）。日本証券経済研究所「証券業界とフィナンテックに関する研究会」（2017年）。